

平針住宅取壊し工事（第11工区）

番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
00	表紙、図面目録		14	取壊し建物図〔9-5棟〕面積表	A1:1/200 A3:1/400
01	取壊し工事特記仕様書1		15	取壊し建物図〔自転車置場〕	A1:1/50 A3:1/100
02	取壊し工事特記仕様書2		16	取壊し構造物平面図〔舗装、緑石、雨水排水〕	A1:1/200 A3:1/400
03	取壊し工事特記仕様書3		17	取壊し構造物各部詳細図1	A1:1/50 A3:1/100
04	全体配置図、附近見取図	A1:1/500 A3:1/1,000	18	取壊し構造物各部詳細図2	A1:1/50 A3:1/100
05	現況配置図	A1:1/200 A3:1/400	19	植栽撤去図	A1:1/200 A3:1/400
06	取壊し後整地図	A1:1/200 A3:1/400	20	設備撤去図〔下水〕	A1:1/200 A3:1/400
07	取壊し建物図〔9-4棟〕基礎伏図、平面図（1階）	A1:1/100 A3:1/200	21	設備撤去図〔雑排水〕	A1:1/200 A3:1/400
08	取壊し建物図〔9-4棟〕平面図（2~4階）、平面図（屋上）、建具表	A1:1/100 A3:1/200	22	設備撤去図〔給水〕	A1:1/200 A3:1/400
09	取壊し建物図〔9-4棟〕立面図、断面図	A1:1/100 A3:1/200	23	設備撤去図〔ガス〕	A1:1/200 A3:1/400
10	取壊し建物図〔9-4棟〕面積表	A1:1/200 A3:1/400	24	設備撤去図〔電気〕	A1:1/200 A3:1/400
11	取壊し建物図〔9-5棟〕基礎伏図、平面図（1階）	A1:1/100 A3:1/200			
12	取壊し建物図〔9-5棟〕平面図（2~4階）、平面図（屋上）、建具表	A1:1/100 A3:1/200			
13	取壊し建物図〔9-5棟〕立面図、断面図	A1:1/100 A3:1/200			

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号H29Q12J00530

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項
【取壊し工事】	■1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版） なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあつては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2) から5) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日改正)に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定(図示)する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/1を超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。
1.2.14 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法：) ※ 無 現場において再利用を図るもの： 引渡し等 * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。 * 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.htmlを参照。)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1)再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2)再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 再資源化 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html 分別収集 再生資源の利用 * 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/H26yoryokaisei/H26sossennriyou.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手

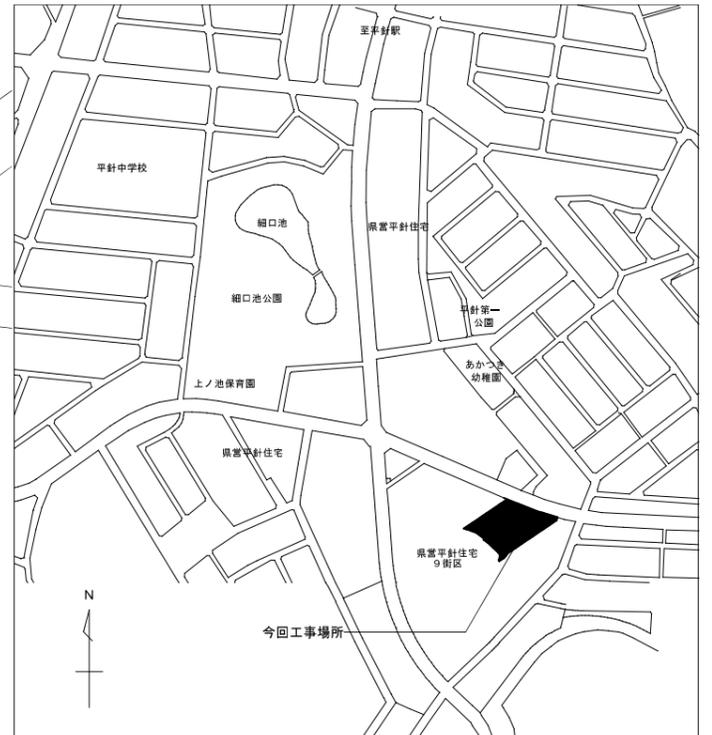
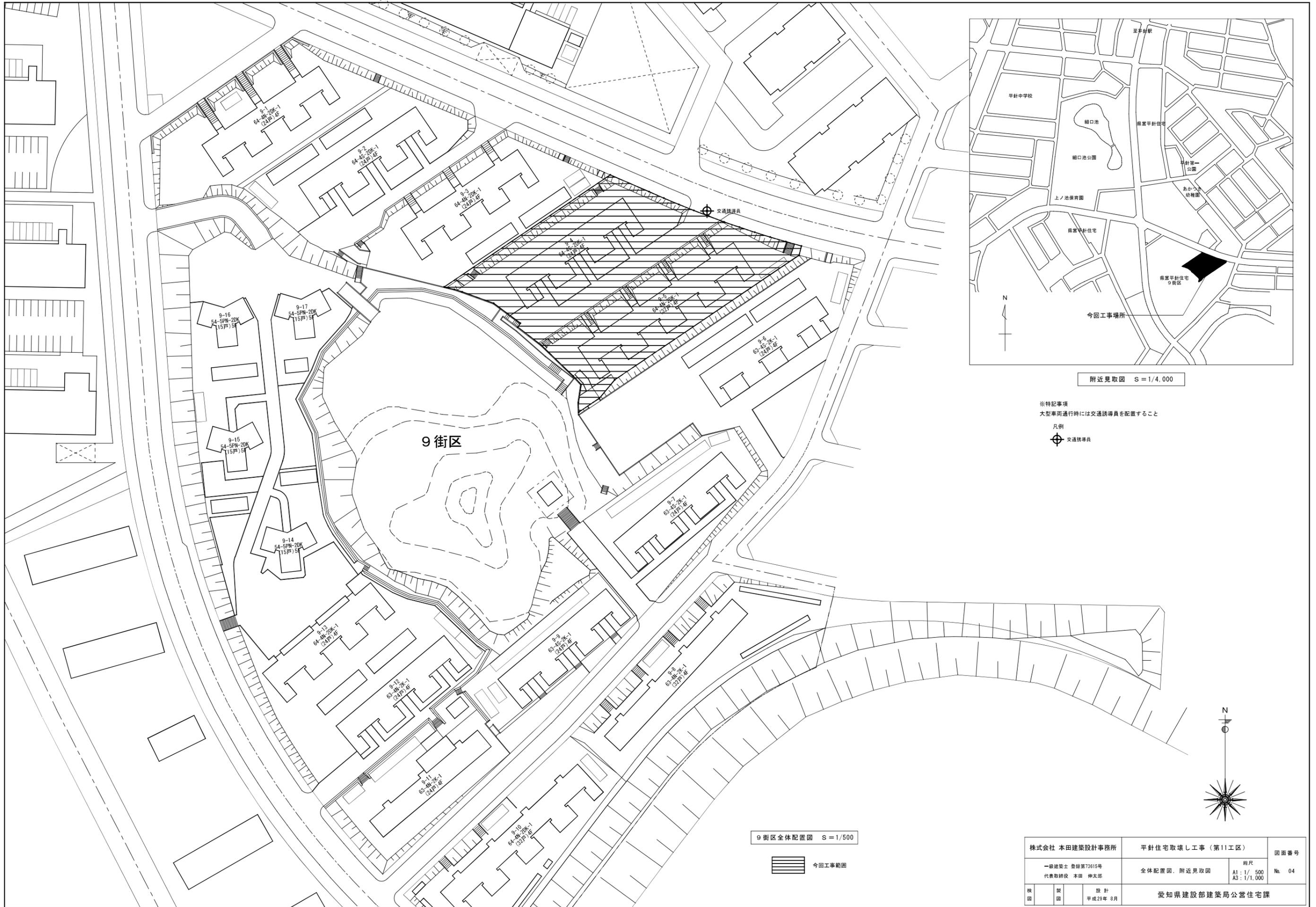
項目	特記事項														
1.3.1 足場、その他	<p>することができます。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</p> <p>* 設置する足場、栈橋、リフト等の設置： ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場：(幅：○0.6 ・0.9 ・1.2 m)手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ○成型鋼板(高さ：3.0m) ※解体養生シート(高さ：※3.6 ・5.4 m) 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>														
1.3.4 監督員事務所	<p>* 監督員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m²程度 * 標準仕上げ * 設備、備品等 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p>														
1.3.5 受注者事務所その他	<p>* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示： ※実施する ・実施しない 実施する場合は、厚生労働省愛知労働局ホームページ(http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/asbestos01/asbestos05.html)等にて確認の上、掲示する。</p>														
建設現場標識の設置	<p>* 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <p>工事名 ○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) ***** 工期 平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで 発注者 愛知県建設部建築局公営住宅課 工事監理者 ○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 *****</p> </div>														
1.5.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。														
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。														
1.8.1 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工程)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行うことができる。 3) 竣工時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。</p>														
1.8.4 完成図その他	<p>* 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 * 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による)</p>														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">株式会社 本田建築設計事務所</td> <td colspan="2">平針住宅取壊し工事(第11工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 No. 01</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎</td> <td colspan="2">取壊し工事特記仕様書 1</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H29年 8月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事(第11工区)		図面番号 No. 01	一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎		取壊し工事特記仕様書 1		検図	製図	設計 H29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事(第11工区)		図面番号 No. 01											
一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎		取壊し工事特記仕様書 1													
検図	製図	設計 H29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課												

項目	特記事項
<p>■その他■ 常備図書</p> <p>建設業退職金共済制度</p> <p>施工体系図の掲示</p> <p>各種調査への協力</p> <p>工事中の安全管理</p> <p>工事コスト調査の協力</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任</p> <p>工程表・工事費内訳明細書</p> <p>騒音・振動対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>貨物自動車等の車種規制</p> <p>特定特殊自動車の燃料</p> <p>工事の下請負</p> <p>施工体制</p> <p>現場代理人 事故報告</p>	<p>・提出しない</p> <p>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成25年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 建築物解体工事共通仕様書〔平成24年版〕</p> <p>* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。</p> <p>* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。</p> <p>* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力を行うこと。</p> <p>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力を行うこと。</p> <p>* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱（http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/）</p> <p>* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p> <p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>
<p><仮設工事> 25.3.2 騒音・粉じん等の対策</p> <p><解体施工> 25.4.3 事前措置</p> <p>25.4.14 杭</p> <p>25.4.15 構内舗装等</p> <p>25.4.16 地下埋設物及び埋設配管</p> <p><建設廃棄物の処理> 25.5.3 建設廃棄物の処理計画</p> <p>25.5.7 再資源化等</p> <p>25.5.8 産業廃棄物広域認定制度</p> <p>25.5.9 再資源化完了報告書等</p>	<p>■建築編 25章 除去工事■</p> <p>* 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 * 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による</p> <p>槽内の汚水、汚物の事前措置： ※25.4.3 (8) による ・ () ・ 図面による</p> <p>杭： ・ 撤去（解体）する（工法：※引抜き工法 ・ 破砕する） ※残置する（位置は図面による） 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理： ※分別解体する ・ ()</p> <p>既存樹木： ※伐採、抜根 ・ 移植（移植するもの、移植先： ()） ・ 図面による</p> <p>地下埋設物等： ※図示のものを撤去する ・ 残置する（位置、種別等は図面による） 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。</p> <p><建設廃棄物の処理> 25.5.3 建設廃棄物の処理計画 分別収集： ・ しない ※する 「リサイクルガイドライン別表3」による</p> <p>25.5.7 再資源化等 (1) 蛍光灯及びHIDランプ ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (2) 高温ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (3) ガラス ・ 再資源化する ※ 再資源化しない * 木材を指定建設資材廃棄物として縮減： ※しない（再資源化施設へ搬出） ・ する * 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用： ・ する () () ・ しない</p> <p>* 産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理： ・ する ※しない</p> <p>建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p>

項目	特記事項														
<p>25.5.11 注意を要する建設廃棄物</p> <p><特別管理産業廃棄物の処理> 25.6.1 施工調査</p> <p>25.6.5 特別管理廃棄物の処分</p> <p>25.6.7 PCBを含む機器類</p> <p>25.6.8 PCB含有シーリング材</p> <p>25.6.9 廃油</p> <p>25.6.10 廃酸・廃アルカリ</p> <p>25.6.11 ダイオキシシン類</p> <p><アスベスト建材の除去等> 25.7.1 適用範囲</p> <p>25.7.2 施工調査</p> <p>25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定</p> <p>25.7.5 石綿作業主任者</p> <p>25.7.7 保護衣、作業衣</p> <p>25.7.11 アスベスト吹付材除去</p> <p>25.7.12 アスベスト保温材除去</p> <p>25.7.13 アスベスト成形板除去</p> <p><特殊な副産物の処理> 25.8.3 施工調査</p> <p>25.8.6 特殊な副産物の回収等</p> <p>25.8.7 特定物質</p> <p><その他></p>	<p>処理に注意を要する建設廃棄物の処理： ※図面による ・ () ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理： ・ 製造業者に回収を委託 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 25.5.11 3(1)、(2)以外のせっこうボードの処理： ※25.5.11 3(3)(イ)による ・ 25.5.11 3(3)(ロ)による</p> <p>特別管理産業廃棄物の分析調査： ・ する ・ しない</p> <p>種類 () 処分 ()</p> <p>撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査： ・ 行う ※行わない</p> <p>次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ボリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p> <p>廃油の処分： ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ()</p> <p>廃酸・廃アルカリの処分： ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ()</p> <p>サンプリング調査： ・ 行う ※行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法： ※図面による ・ () 処分方法： ※図面による ・ ()</p> <p>大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理： ()</p> <p>アスベスト含有分析調査： ・ 行わない () 行う (定性分析調査JISA1481-1, JISA1481-2)</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定： ※行う (図面による) ・ 行わない</p> <p>石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。</p> <p>監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。</p> <p>* 工法 除去工法： ※25.7.11 2(1)(イ)～(ニ)による ・ () 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置： ※湿潤化 ・ 固定化 * 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 アスベスト含有吹付け材の処分： ・ 25.7.11 3(4)(イ)による ・ 25.7.11 3(4)(ロ)による</p> <p>25.7.11 「アスベスト含有吹付け材の除去」の2. 3による</p> <p>* 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板の処分： ・ 25.7.13 3(4)(ロ)(i)による ・ 25.7.13 3(4)(ロ)(ii)による</p> <p>分析調査： ・ 行う ・ 行わない</p> <p>種類、回収及び処分 ()</p> <p>撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。</p> <p>1）杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2）災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3）解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督職員の指示による） ・ 適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。</p>														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">株式会社 本田建築設計事務所</td> <td>平針住宅取壊し工事（第11工区）</td> <td rowspan="2">図面番号 No. 02</td> </tr> <tr> <td colspan="3">一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎</td> <td>取壊し工事特記仕様書2</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年 8月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 本田建築設計事務所			平針住宅取壊し工事（第11工区）	図面番号 No. 02	一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎			取壊し工事特記仕様書2	検 図	製 図	設 計 H29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 本田建築設計事務所			平針住宅取壊し工事（第11工区）	図面番号 No. 02											
一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎			取壊し工事特記仕様書2												
検 図	製 図	設 計 H29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課												

項 目	特 記 事 項																							
* 特定建設資材の再資源化等	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ「http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku」から入手すること。</p> <p>(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>																							
* 別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ 外構等 ）</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ 外構等 ）	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用			
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 建築設備、内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																						
・ 屋根ふき材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																						
・ 外装材、上部構造部材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎、基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他（ 外構等 ）	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																						
* 別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td>サンケン起工株式会社</td> <td>愛知県東郷町大字春木字新池3922番393</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>			廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・ コンクリート	サンケン起工株式会社	愛知県東郷町大字春木字新池3922番393	・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上	・ アスファルト・コンクリート	同上	同上	・ 木材	同上	同上						
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																						
・ コンクリート	サンケン起工株式会社	愛知県東郷町大字春木字新池3922番393																						
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上																						
・ アスファルト・コンクリート	同上	同上																						
・ 木材	同上	同上																						

項 目	特 記 事 項		
	株式会社 本田建築設計事務所	平針住宅取壊し工事（第11工区）	図面番号 No. 03
	一級建築士 登録第73615号 代表取締役 本田 伸太郎	取壊し工事特記仕様書 3	
	検 図	製 図	設 計 H29年 8月
	愛知県建設部建築局公営住宅課		



附近見取図 S=1/4,000

※特記事項
大型車両通行時には交通誘導員を配置すること

凡例
交通誘導員

9街区全体配置図 S=1/500

今回工事範囲

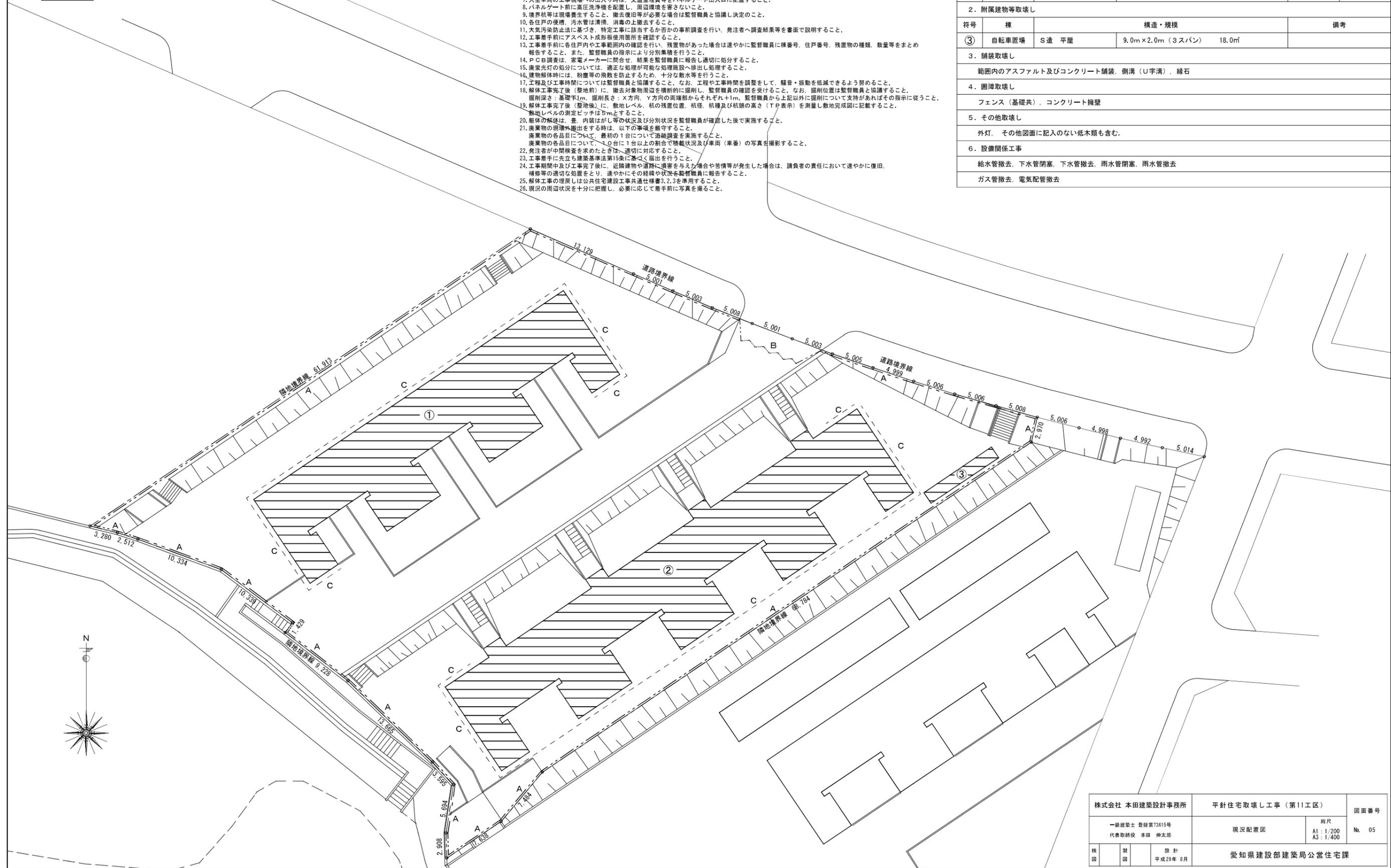


株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事 (第11工区)		図面番号
一級建築士 登録第73615号		全体配置図、附近見取図		No. 04
代表取締役 本田 伸太郎		縮尺 A1: 1/500 A3: 1/1,000		
検	図	設計 平成29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

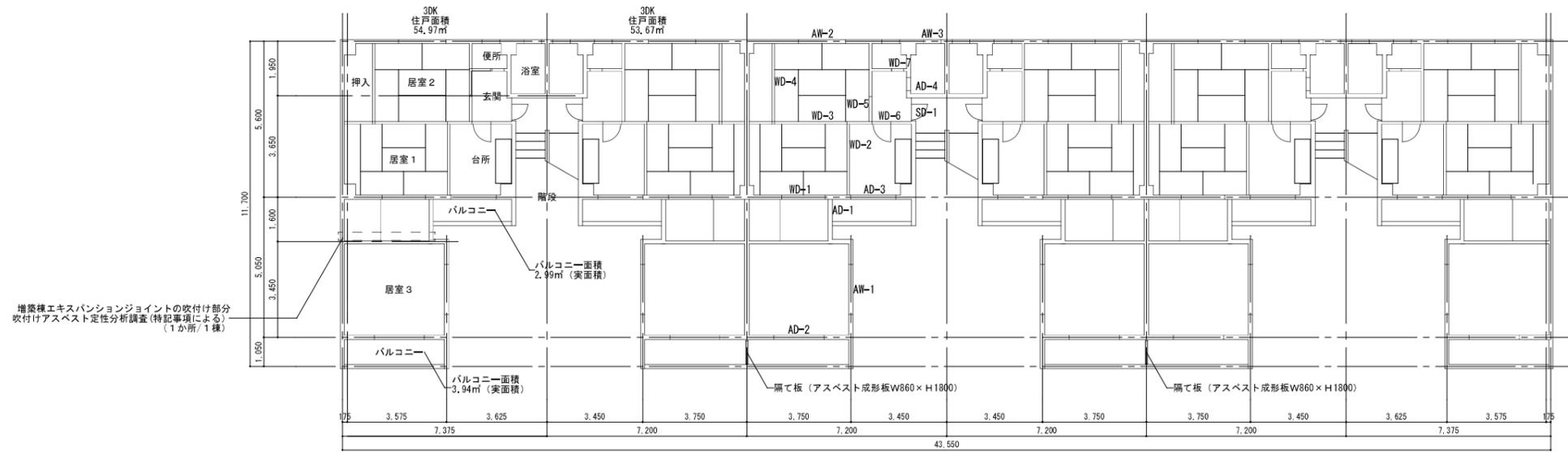
- 仮囲い 成形鋼板 (特記無き限り H=3.0mとする)
- パネルゲート (W=5.4m, H=4.5m)
- 解体用足場 (W600以上) + 防音シート (建物高さまで設置)
- 取壊し建物

- ※特記事項
1. 工事範囲内の建物、工作物、側溝、舗装、地先ブロック、フェンス、給排水管、ガス管、土留め、樹木等で図示したものと、及びその基礎は、全て撤去の上、整地すること。
ただし、埋設管の取扱いには特に注意し、経路等を現地調査の上撤去すること。
 2. 工事範囲内の地表面にある工作物等は、原則として全て撤去すること。ただし、残置すると図示したものは除く。
 3. 取壊し建物に係る電力・電話引込線撤去に伴う、各電力・電話会社への必要な申請やその他施工に必要な官公庁等への手続きは請負者にて行うこと。また、支障物件については関係者に確認後施工すること。
 4. 設備関係のメーター、ブレーカー及びガスメーター等で残っているものは工事着手後監督職員の指示によること。
またそれぞれの取扱いについては、各供給事業者と調整すること。
 5. 既設撤去側溝及び管の端部は全て閉塞すること。
 6. 工事施工中、雨水等により土砂が工事範囲外に流出しないよう措置をすること。
 7. 大型車両の工事現場への出入り時は、交通整理員等をパネルゲート出入口に配置すること。
 8. パネルゲート前に高圧洗浄機を配置し、周辺環境を善さないこと。
 9. 境界杭等は現場準備すること。撤去後境界杭が必要な場合は監督職員と協議し決定のこと。
 10. 各住戸の環境、汚水管は清掃、消毒の上撤去すること。
 11. 大気汚染防止法に基づき、特定工事に該当するか否かの事前調査を行い、発注者へ調査結果等を書面で説明すること。
 12. 工事着手前にアスベスト成形板使用箇所を確認すること。
 13. 工事着手前に各住戸内や工事範囲内の確認を行い、残置物があった場合は速やかに監督職員に棟番号、住戸番号、残置物の種類、数量等をまとめて報告すること。また、監督職員の指示により分別集積を行うこと。
 14. PCB調査は、家電メーカーに問合せ、結果を監督職員に報告し適切に処分すること。
 15. 廃棄物の取扱いについては、適正な処理が可能な処理施設へ排出し処理すること。
 16. 建物解体時には、粉塵等の飛散を防止するため、十分な散水等を行うこと。
 17. 工程及び工事時間については監督職員と協議すること。なお、工程や工事時間を調整をして、騒音・振動を低減できるように努めること。
 18. 解体工事完了後（整地前）に、撤去対象物周辺を横断的に掘削し、監督職員の確認を受けること。なお、掘削位置は監督職員と協議すること。
掘削深さ：基礎下1m、掘削長さ：X方向、Y方向の両端部からそれぞれ+1m、監督職員から上記以外に掘削について支持があればその指示に従うこと。
 19. 解体工事完了後（整地後）に、敷地レベル、杭の残置位置、杭径、杭種及び杭頭の高さ（TP表示）を測量し敷地完成図に記載すること。
敷地レベルの測定ピッチは5mとすること。
 20. 躯体の解体は、蓋、内装はがし等の状況及び分別状況を監督職員が確認した後で実施すること。
 21. 廃棄物の現場外搬出をする時は、以下の事項を厳守すること。
廃棄物の各品目について、最初の1台について運転調査を実施すること。
22. 発注者から中間検査を求めたとき、適切に対応すること。
 23. 工事着手前に先立ち建築基準法第15条に基づく届出を行うこと。
 24. 工事期間中及び工事完了後、近隣建物や道路に損害を与えた場合は、請負者の責任において速やかに復旧、補修等の適切な処置をとり、速やかにその経緯や状況を監督職員に報告すること。
 25. 解体工事の埋戻しは公共住宅建設工事共通仕様書3.2.3を準用すること。
 26. 現況の周辺状況を十分に把握し、必要に応じて着手前に写真を撮ること。

建物概要					
工事場所		愛知県名古屋市中区平針南三丁目地内			
1. 住棟取壊し					
符号	棟	構造・種別		管理戸数	延床面積
①	9-4棟	中層耐火構造、4階建	鉄筋コンクリート造(ラーメン)+増築部PC造(壁式)	24戸	1435.44㎡
②	9-5棟	中層耐火構造、4階建	鉄筋コンクリート造(ラーメン)+増築部PC造(壁式)	32戸	1955.44㎡
2. 附属建物等取壊し					
符号	棟	構造・規模			備考
③	自転車置場	S造 平屋	9.0m×2.0m (3スパン)	18.0㎡	
3. 舗装取壊し					
範囲内のアスファルト及びコンクリート舗装、側溝(U字溝)、緑石					
4. 囲障取壊し					
フェンス(基礎共)、コンクリート擁壁					
5. その他取壊し					
外灯、その他図面に記入のない低木類も含む。					
6. 設備関係工事					
給水管撤去、下水管閉塞、下水管撤去、雨水管閉塞、雨水管撤去					
ガス管撤去、電気配管撤去					



株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事 (第11工区)		図面番号
一級建築士 登録第73615号		現況配置図		縮尺
代表取締役 本田 伸太郎				A1: 1/200 A3: 1/400
棟	図	設計	No. 05	
		平成29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

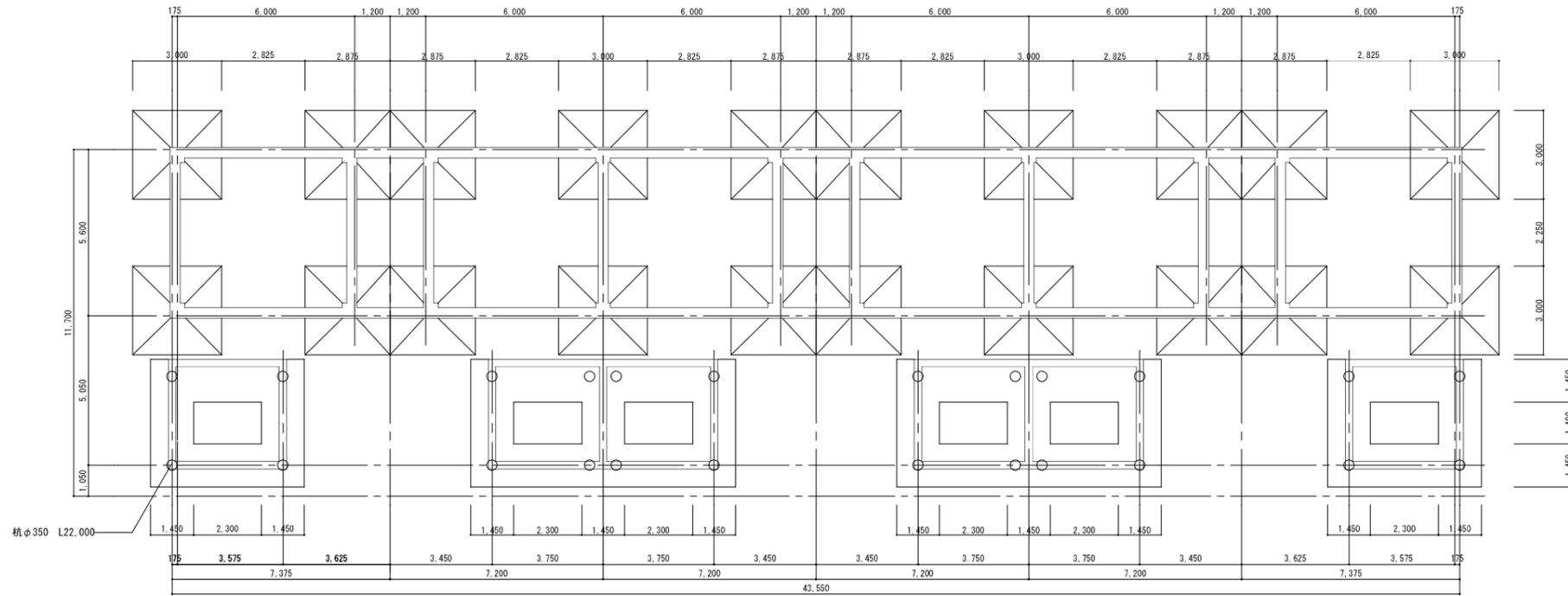


増築棟エキスパンションジョイントの吹付け部分
吹付けアスベスト定性分析調査(特記事項による)
(1か所/1棟)

注記
※ アスベスト定性分析調査は各棟1か所とし、調査位置は監督職員との協議による。
※ 建具表は次図による。

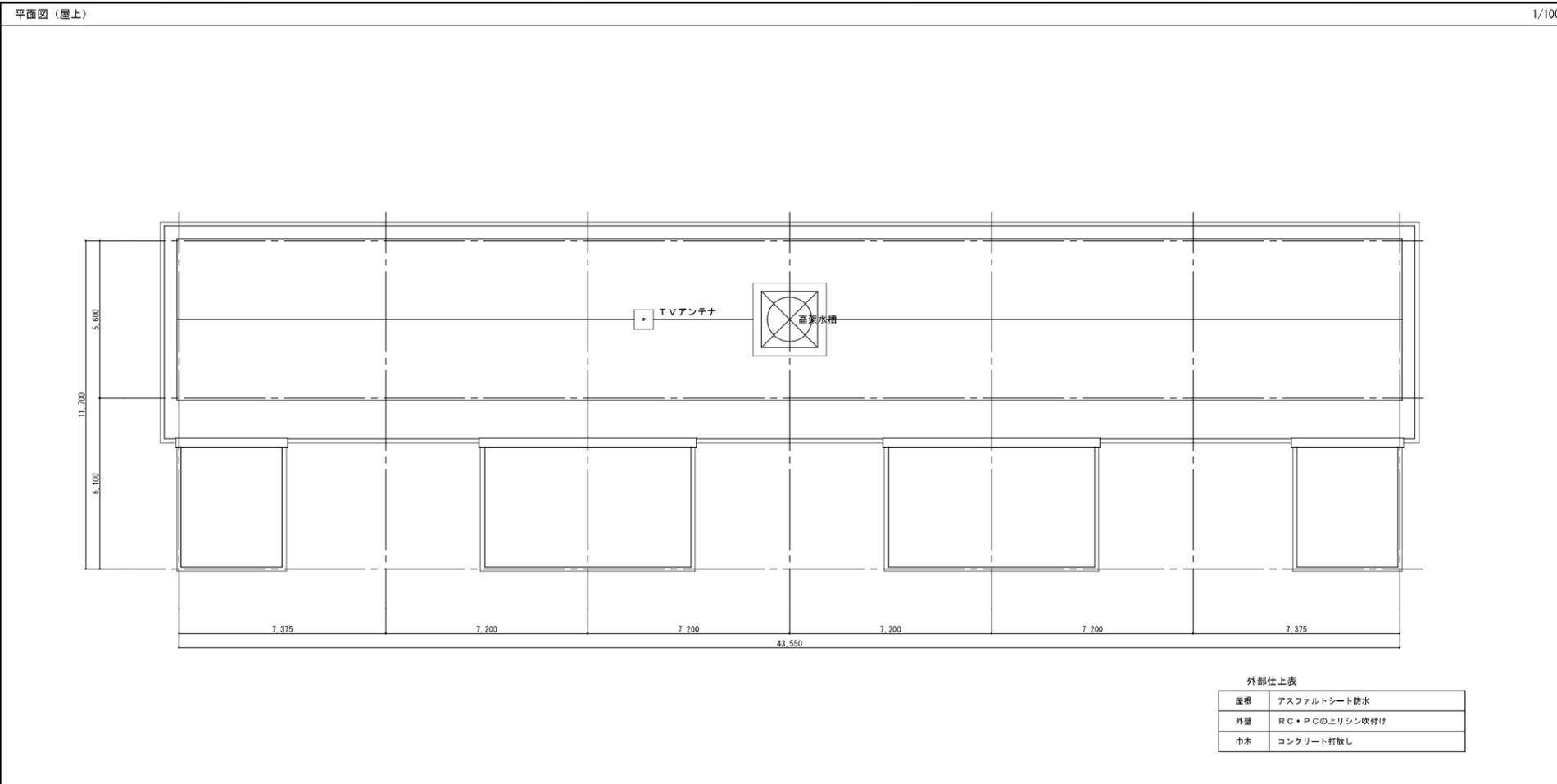
内部仕上表

箇所	床	フロアリング
台所	壁	石膏ボード下地塗装
	天井	RCの上石状吹付け
居室1~2	床	畳敷き
	壁	石膏ボード下地クロス張り
	天井	RCの上クロス張り
居室3	床	フロアリング
	壁	石膏ボード下地クロス張り
居室3	天井	PCの上クロス張り
	床	合板(内装パネル)
押入物入	壁	合板
	天井	RC
便所	床	防水モルタル塗
	壁	石膏ボード下地塗装
便所	天井	RCの上石状吹付け
	床	防水モルタル塗
浴室	壁	RCの上塗装
	天井	RCの上塗装

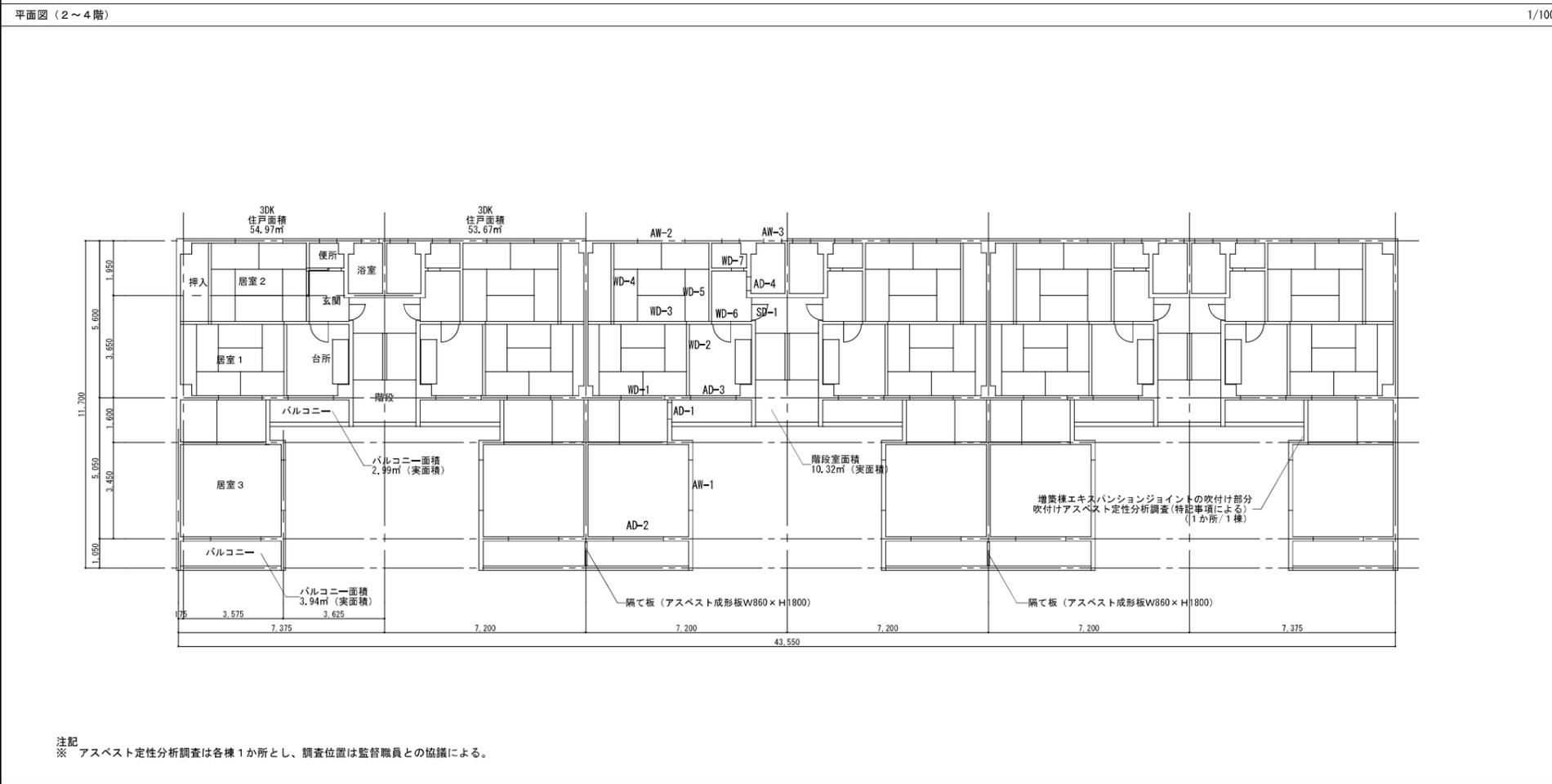


注記
※ 既存杭(コンクリート杭 φ350 L22,000)は残置とする。
※ 重機の移動、コンクリートガラを積み・搬出時には、振動等が発生させない様、十分注意すること。

株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事(第11工区)		図面番号
一級建築士 登録第73615号	代表取締役 本田 伸太郎	取壊し建物図 [G-4棟]	基礎伏図, 平面図 (1階)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
No. 07	愛知県建設部建築局公営住宅課			



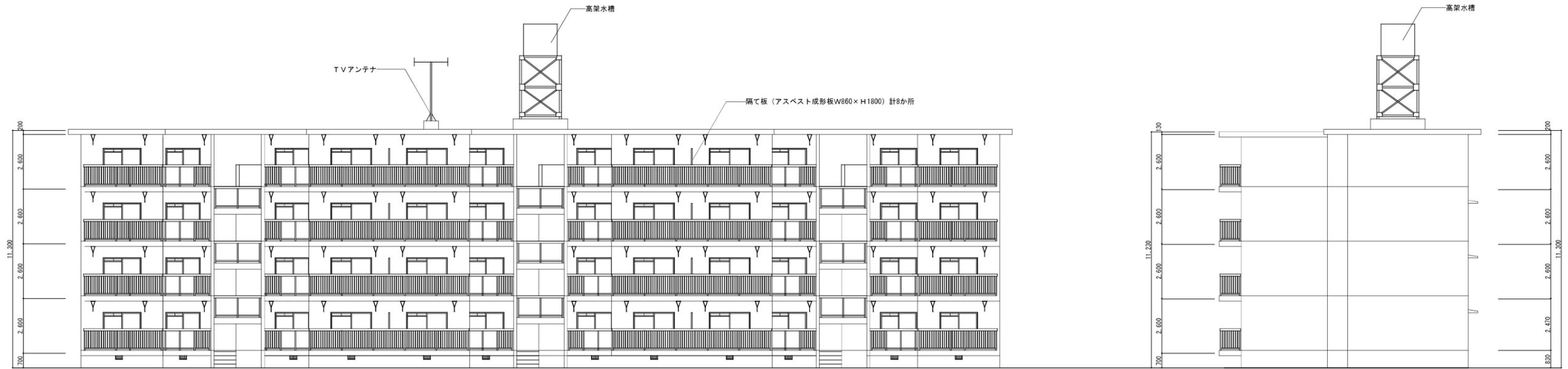
符号・形式	AD-1 アルミ製内開き戸	AD-2 アルミ製引違い戸	AD-3 アルミ製引違い戸
断面			
数量・見込	1 60	1 60	1 60
仕上	アルミアルマイト	アルミアルマイト	アルミアルマイト
金物	別属金物一式、鍵付クレセント	別属金物一式、鍵付クレセント	別属金物一式、鍵付クレセント
硝子	上段：型板硝子、下段：アルミパネル	上段：透明板硝子、下段：型板硝子	上段：透明板硝子、下段：型板硝子
符号・形式	AD-4 アルミ製内開き戸	AW-1 アルミ製引違い窓	AW-2 アルミ製引違い窓
断面			
数量・見込	1 60	1 60	1 60
仕上	アルミアルマイト	アルミアルマイト	アルミアルマイト
金物	別属金物一式	別属金物一式、鍵付クレセント	別属金物一式、鍵付クレセント
硝子	アクリルパネル	型板硝子	型板硝子
符号・形式	AW-3 アルミ製突出し窓	SD-1 鋼製内開き戸	WD-1 木製引違い硝子障子戸
断面			
数量・見込	1 60	1 60	1 60
仕上	アルミアルマイト	鋼製	木製
金物	別属金物一式	鋼製	別属金物一式、鍵付クレセント
硝子	アクリルパネル	鋼製	型板硝子



符号・形式	WD-2 木製引違い襖	WD-3 木製引違い襖	WD-4 木製3本引き襖
断面			
数量・見込	1 P24	1 P24	1 P24
仕上	木製	木製	木製
金物	引手	引手	引手
硝子	襖紙	襖紙	襖紙
符号・形式	WD-5 木製引違い戸	WD-6 木製引違い戸	WD-7 木製引違い戸
断面			
数量・見込	1 P24	1 P36	1 P36
仕上	木製	木製	木製
金物	引手	丁番、握り玉	丁番、握り玉
硝子	襖紙	襖紙	襖紙

注記
※ アスベスト定性分析調査は各棟1か所とし、調査位置は監督職員との協議による。

株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事 (第11工区)		図面番号
一級建築士 登録第73615号	代表取締役 本田 伸太郎	取壊し建物図 [9-4棟]	平面図 (2~4階) : 平面図 (屋上)	縮尺 A1: 1/100, 1/50 A3: 1/200, 1/100
No. 08	設計 平成29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課		

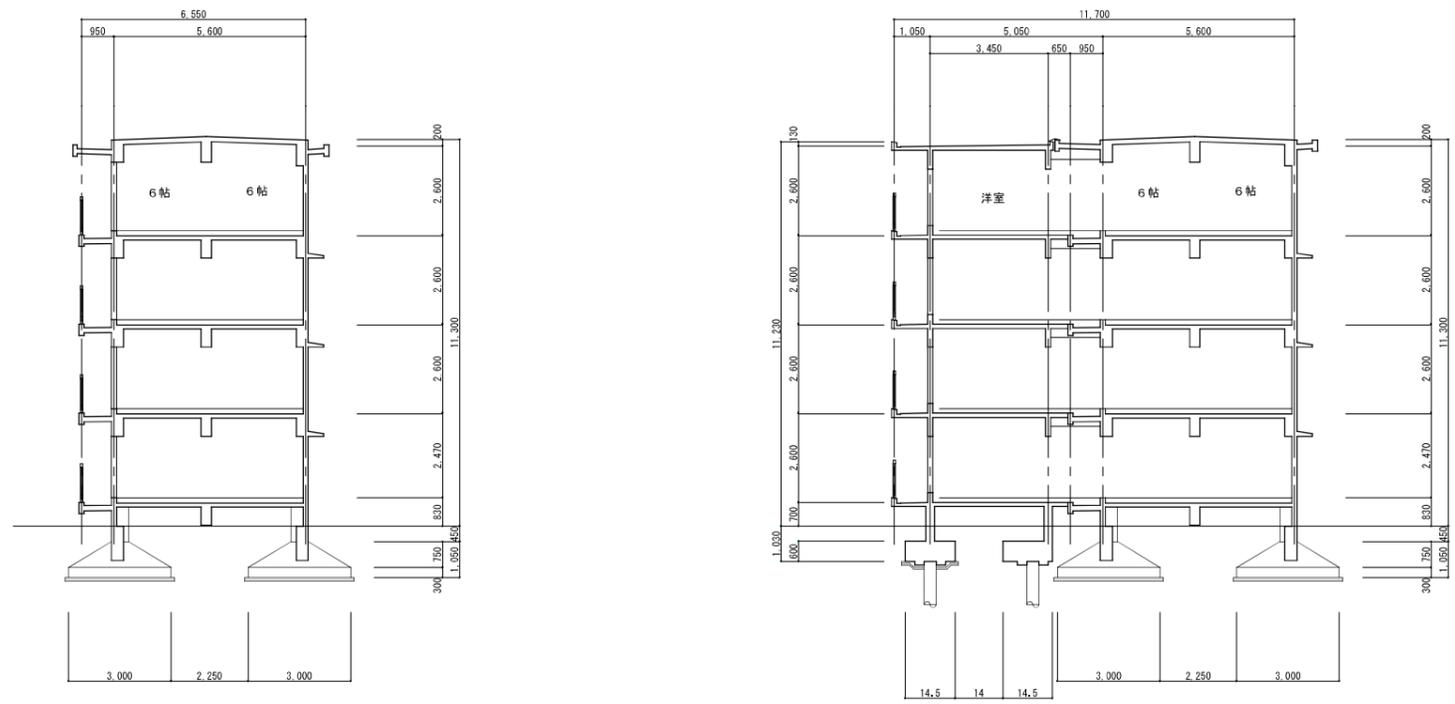


南面立面図

東面立面図

外部仕上表

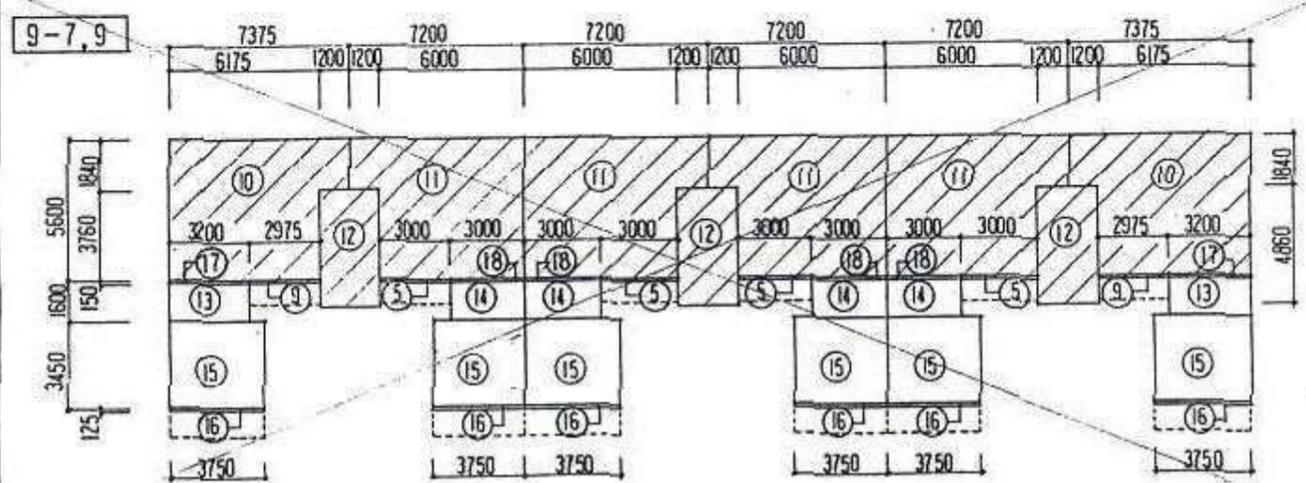
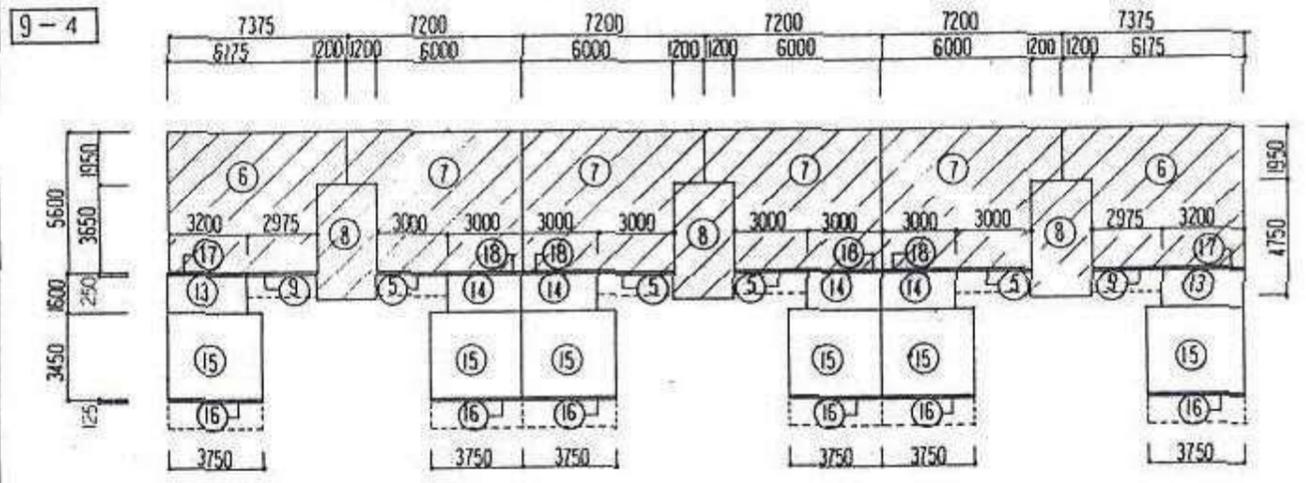
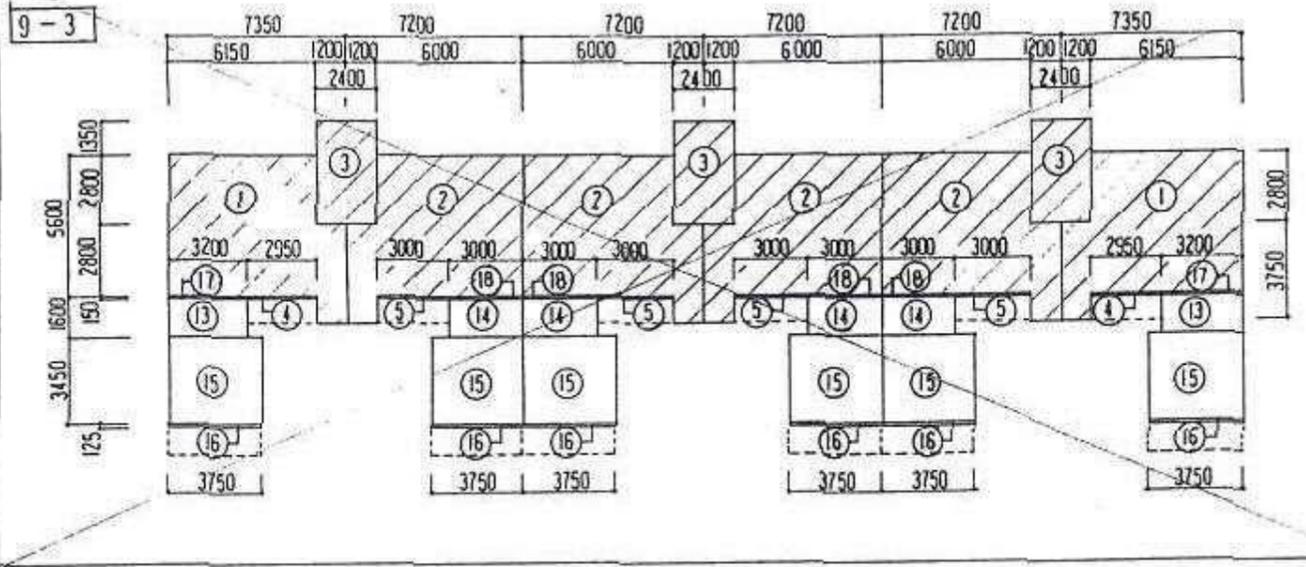
屋根	アスファルトシート防水
外壁	R C ・ P C の上リシン吹付け
巾木	コンクリート打放し



A-A断面図

B-B断面図

株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事 (第11工区)		図面番号
一級建築士 登録第73615号		取壊し建物図 [G-4棟]		No. 09
代表取締役 本田 伸太郎		縮尺 A1 : 1/100 A3 : 1/200		
検 図	製 図	設 計 平成29年 8月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



① $6.15 \times 5.6 + 1.2 \times 3.75 = 38.94$	⑨ $2.975 \times 0.25 = 0.74375$
② $6.0 \times 5.6 + 1.2 \times 3.75 = 38.1$	⑩ $6.175 \times 5.6 + 1.2 \times 1.84 = 36.788$
③ $2.4 \times 4.15 = 9.96$	⑪ $6.0 \times 5.6 + 1.2 \times 1.84 = 35.808$
④ $2.95 \times 0.15 = 0.4425$	⑫ $2.4 \times 4.86 = 11.664$
⑤ $3.0 \times 0.25 = 0.75$	⑬ $3.2 \times 1.6 = 5.12$
⑥ $6.175 \times 5.6 + 1.2 \times 1.95 = 36.92$	⑭ $3.0 \times 1.6 = 4.8$
⑦ $6.0 \times 5.6 + 1.2 \times 1.95 = 35.94$	⑮ $3.75 \times 3.45 = 12.9375$
⑧ $2.4 \times 4.75 = 11.4$	⑯ $3.75 \times 0.125 = 0.46875$
	⑰ $3.2 \times 0.25 = 0.8$
	⑱ $3.0 \times 0.25 = 0.75$

① $\times 2 = 77.88$	⑥ $\times 2 = 73.84$	⑩ $\times 2 = 73.576$
② $\times 4 = 152.4$	⑦ $\times 4 = 143.76$	⑪ $\times 4 = 143.232$
③ $\times 3 = 29.88$	⑧ $\times 3 = 34.2$	⑫ $\times 3 = 34.992$
⑬ $\times 2 = 10.24$	⑬ $\times 2 = 10.24$	⑬ $\times 2 = 10.24$
⑭ $\times 4 = 19.2$	⑭ $\times 4 = 19.2$	⑭ $\times 4 = 19.2$
⑮ $\times 8 = 77.625$	⑮ $\times 6 = 77.625$	⑮ $\times 6 = 77.625$
④ $\times 2 = 0.885$	⑨ $\times 2 = 1.4875$	⑨ $\times 2 = 0.8925$
⑤ $\times 4 = 1.8$	⑤ $\times 4 = 3.0$	⑤ $\times 4 = 1.8$
⑯ $\times 6 = 2.8125$	⑯ $\times 6 = 2.8125$	⑯ $\times 6 = 2.8125$
⑰ $\times 2 = 0.96$	⑰ $\times 2 = 1.6$	⑰ $\times 2 = 0.96$
⑱ $\times 4 = 1.8$	⑱ $\times 4 = 3.0$	⑱ $\times 4 = 1.8$

☆---建ぺい率60%,容積率200%

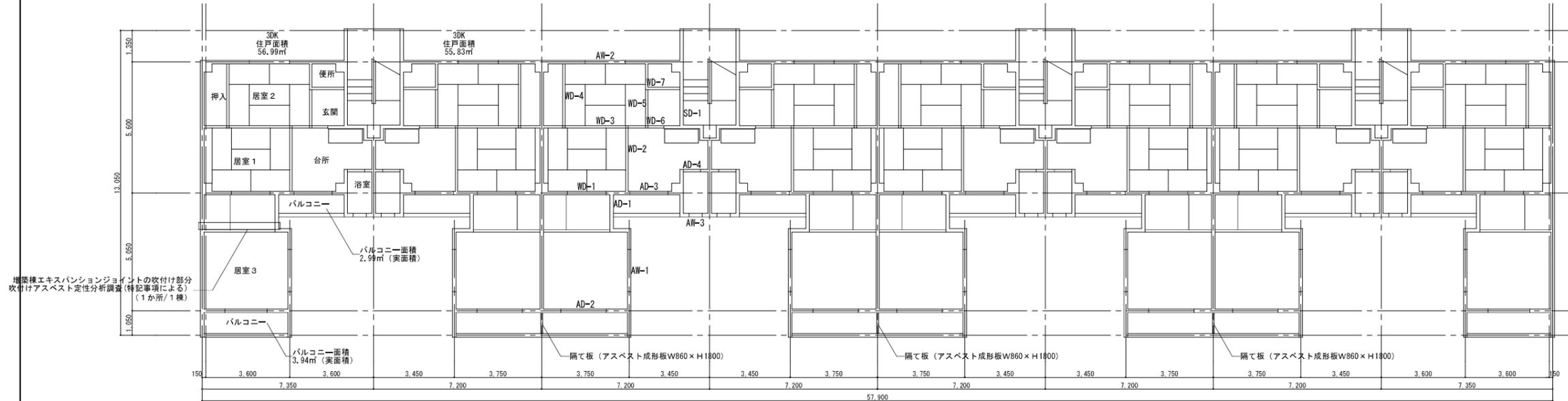
	9-3			9-4,7,9		
	既設部分	増築部分	合計	既設部分	増築部分	合計
1F	260.16	107.06	367.22	251.8	107.06	358.86
2F	*	*	*	*	*	*
3F	*	*	*	*	*	*
4F	*	*	*	*	*	*
合計	1040.64	428.24	1468.88	1007.2	428.24	1435.44

建物主要用途	建築面積	延べ面積
住居内倉庫(幼稚園)	353.925	424.050
☆ 店舗(スーパー)	835.648	704.924
☆ 管理棟	216.0	432.0
☆ 併用住宅(診療所)	182.302	263.182
国家公務員住宅	346.254	1385.01
☆ 店舗付住宅	313.094	591.336
園舎(幼稚園)	180.675	180.675
放物室及乗降下(幼稚園)	18.901	18.901
園舎(幼稚園)	71.216	71.216
園舎(保育園)	263.97	263.97
国家公務員住宅(名古屋大学)	856.66	3426.64
公営住宅	19,386.942	65,342.79
合計	23,025.585	73,104.694

	9-3			9-4			9-7,9		
	既設	増築	合計	既設	増築	合計	既設	増築	合計
専住戸	38.94	18.05	56.99	36.92	18.05	54.97	36.78	18.05	54.83
内住戸	38.1	17.73	55.83	35.94	17.73	53.67	35.8	17.73	53.53

面積表	既設部分			増築部分			合計		
	建築面積	延べ面積	容積率	建築面積	延べ面積	容積率	建築面積	延べ面積	容積率
(加工床面積を示す)	256.2875	1007.20		109.8725	428.24		366.16	1435.44	

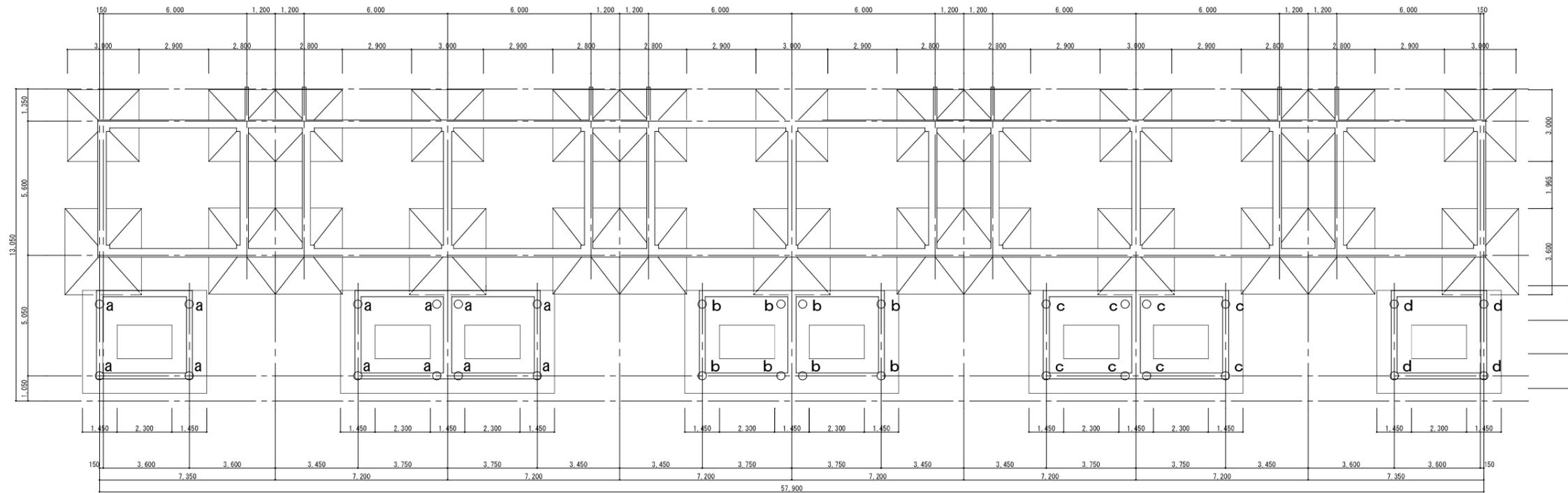
面積表	既設部分			増築部分			合計		
	建築面積	延べ面積	容積率	建築面積	延べ面積	容積率	建築面積	延べ面積	容積率
(建築基準法に準ずる)	260.8875	1007.20		105.2725	428.24		366.16	1435.44	



増築棟エキスパンションジョイントの吹付け部分
吹付けアスベスト定性分析調査結果(特記事項による)
(1か所/1棟)

注記
 ※ アスベスト定性分析調査は各棟1か所とし、調査位置は監督職員との協議による。
 ※ 建具表は次図による。

箇所	床	壁	天井
居室1~2	床	フローリング	石膏ボード下地塗装
	天井	RCの上石状吹付け	
居室3	床	畳敷き	RCの上クロス張り
	天井	石膏ボード下地クロス張り	
押入	床	フローリング	RCの上クロス張り
	天井	合板(内装パネル)	
洗面	床	防水モルタル塗	RCの上石状吹付け
	天井	RCの上塗装	



注記
 ※ 既存杭 (コンクリート杭 φ350 L21,000(a)・L20,000(b)・L19,000(c)・L18,000(d)) は残置とする。
 ※ 重機の移動、コンクリートガラの積込み・搬出時には、振動等が発生させない様、十分注意すること。

株式会社 本田建築設計事務所		平針住宅取壊し工事 (第11工区)		図面番号
一級建築士 登録第73615号	代表取締役 本田 伸太郎	取壊し建物図 [G-5棟]	基礎伏図、平面図 (1階)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
No. 11	愛知県建設部建築局公営住宅課			